

(参考資料1の添付資料2①) 監査報告書(ひな型)

監査報告書

平成○年○月○日から平成○年○月○日までの第○○期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。(注1)

【子会社がある場合】 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

【内部統制決議がある場合】 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

【親会社等との取引がある場合】 事業報告(又は、事業報告の附属明細書)に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認め

められません。(注2)

【内部統制決議がある場合】

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

【親会社等との取引がある場合】

四 事業報告（又は、事業報告の附属明細書）に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

【正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象のうち、監査役の判断に関して説明を付す必要がある場合】

3. 追記情報

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社

監査役 〇 〇 〇 〇 印

(注1) 常勤・非常勤にかかわらず、実際に行った監査の方法を記載する。

(注2) 内部統制システムの方針の決議がない会社における内部統制システムの監査の結果は、取締役の職務執行に関する監査の結果に含めて報告される。

(注3) その他の事項については、「監査報告のひな型」参照。

また、監査報告作成直前に就任等の監査期間が短い場合の監査報告については、「監査役監査実施要領の巻末参考資料 11 参照。

(参考資料 1 の添付資料 2 ②)

監査役協議会を設け、かつ任意監査を依頼している場合の監査報告書（サンプル）

監 査 報 告 書

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの第〇〇期事業年度の取締役の職務の執行に関して、私達監査役は、それぞれの監査結果に基づき協議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

- (1) 私達監査役は、組織的な監査による監査の実効性を高めるために監査役協議会（任意の会議体）を設け、監査役間の意思疎通及び情報の交換を図りました。また、監査役協議会において監査の方針、監査計画等を定め、株式上場のための体制の整備および内部統制システムの構築・運用状況等に関する重点監査項目を設定し、各監査役が実施した監査の結果及び所見について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、上記に定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所並びに商品倉庫において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、以上の監査活動を通じてその構築及び運用の状況について確認するとともに、取締役及び使用人等から報告及び説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討い

たしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行いました。また、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査に準じる監査を委託している〇〇監査法人（以下「監査法人」という）と意思疎通及び情報交換を図り、監査法人の監査の実施状況について報告を受けるとともに、会社の会計処理及び表示等について意見を徴し、監査役の会計監査において参考いたしました。

以上の方法により、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められます。

平成〇〇年〇月〇日

A B C D 株式会社

常勤監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）